

議案第54号

静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年静岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

	その他の委員	日額 14,000円	を
市場取引委員会の委員		日額 10,500円	
中央卸売市場開設運営協議会の委員		日額 10,500円	

」

「

	その他の委員	日額 14,000円	に、
--	--------	------------	----

」

「

精神保健指定医	診療 1 件につき9,200円
スポーツ推進委員	月額 5,500円
法令又は条例の規定による委員等 (この表において別に定めるものを 除く。)	日額 11,500円

を

」

「

法令又は条例の規定による附属機関 の委員 (この表において別に定める ものを除く。)	日額 11,500円
精神保健指定医	診療 1 件につき9,200円
スポーツ推進委員	月額 5,500円

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給し、又は弁償すべき理由を生じた報酬又は費用弁償については適用し、同日の前日までに支給し、又は弁償すべき理由を生じた報酬又は費用弁償については、なお従前の例による。